別添資料一覧

別添資料 No.	資料項目	備考
１	監督対象子会社の名称	
２	監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務ごとの委託額	
３	監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場合はその旨	
４	監督対象子会社の総株主又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合	
５	自己の役職員であって監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職	
６	禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況（各社ごと）	
７	施行規則第２２条の１０第１号に定める設備部門	
８	接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程	経営上の秘密等の観点から非公表
９－１	他の電気通信事業者との手続の実施の経緯・接続の条件の概要	
９－２	当社設備部門以外の部門からの手続の実施の経緯・接続の条件の概要	
１０	施行規則第２２条の１０第１４号の規定により行った監視の結果	
１１	接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況（各社ごと）	

別添資料１

監督対象子会社の名称

1	ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
2	株式会社ＮＴＴフィールドテクノ
3	テルウェル西日本株式会社
4	株式会社ＮＴＴ西日本ルセント
5	株式会社 NTT ビジネスアソシエ西日本
6	ＮＴＴ西日本ビジネスフロント株式会社
7	株式会社ジャパン・インフラ・ウェイマーク
8	株式会社地域創生 Co デザイン研究所
9	株式会社 NTT マーケティングアクト ProCX
10	NTT メディアサプライ株式会社

別添資料２

監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務ごとの委託額

・ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社

委託した業務の内容	委託額
営業企画業務、販売業務、情報機器販売、ＳＩ受託業務等	[redacted]

・株式会社ＮＴＴフィールドテクノ

委託した業務の内容	委託額
設備構築・管理・保守業務、宅内設備保守業務等	[redacted]

・テルウェル西日本株式会社

委託した業務の内容	委託額
販売業務、電報受付・配達等	[redacted]

・株式会社ＮＴＴ西日本ルセント

委託した業務の内容	委託額
販売支援業務、設備運営に係る支援業務等	[redacted]

・株式会社 NTT ビジネスアソシエ西日本

委託した業務の内容	委託額
総務、人事、経理業務	[redacted]

・ＮＴＴ西日本ビジネスフロント株式会社

委託した業務の内容	委託額
販売業務	[redacted]

・株式会社ジャパン・インフラ・ウェイマーク

委託した業務の内容	委託額
構造物調査業務	[redacted]

・株式会社地域創生 Co デザイン研究所

委託した業務の内容	委託額
販売業務	[redacted]

・株式会社 NTT マーケティングアクト ProCX

委託した業務の内容	委託額
顧客対応業務等	[redacted]

・NTT メディアサプライ株式会社

委託した業務の内容	委託額
販売支援業務、顧客対応業務等	[redacted]

別添資料３

監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場合はその旨

会社名		再委託
1	ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社	有
2	株式会社ＮＴＴフィールドテクノ	有
3	テルウェル西日本株式会社	有
4	株式会社ＮＴＴ西日本ルセント	無
5	株式会社 NTT ビジネスアソシエ西日本	無
6	ＮＴＴ西日本ビジネスフロント株式会社	無
7	株式会社ジャパン・インフラ・ウェイマーク	有
8	株式会社地域創生 Co デザイン研究所	無
9	株式会社 NTT マーケティングアクト ProCX	無
10	NTT メディアサプライ株式会社	有

別添資料４

監督対象子会社の総株主又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合

会社名		自己及び子会社	議決権の割合
1	ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社	NTT 西日本株式会社	100%
2	株式会社ＮＴＴフィールドテクノ	NTT 西日本株式会社	100%
3	テルウェル西日本株式会社	NTT 西日本株式会社	91.87%
4	株式会社ＮＴＴ西日本ルセント	NTT 西日本株式会社	100%
5	株式会社 NTT ビジネスアソシエ西日本	NTT 西日本株式会社	51%
6	ＮＴＴ西日本ビジネスフロント株式会社	テルウェル西日本株式会社	49%
		ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社	51%
7	株式会社ジャパン・インフラ・ウェイマーク	NTT 西日本株式会社	77.5%
8	株式会社地域創生 Co デザイン研究所	NTT 西日本株式会社	100%
9	株式会社 NTT マーケティングアクト ProCX	NTT 西日本株式会社	100%
10	NTT メディアサプライ株式会社	NTT 西日本株式会社	100%

別添資料５

自己の役職員であって監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職

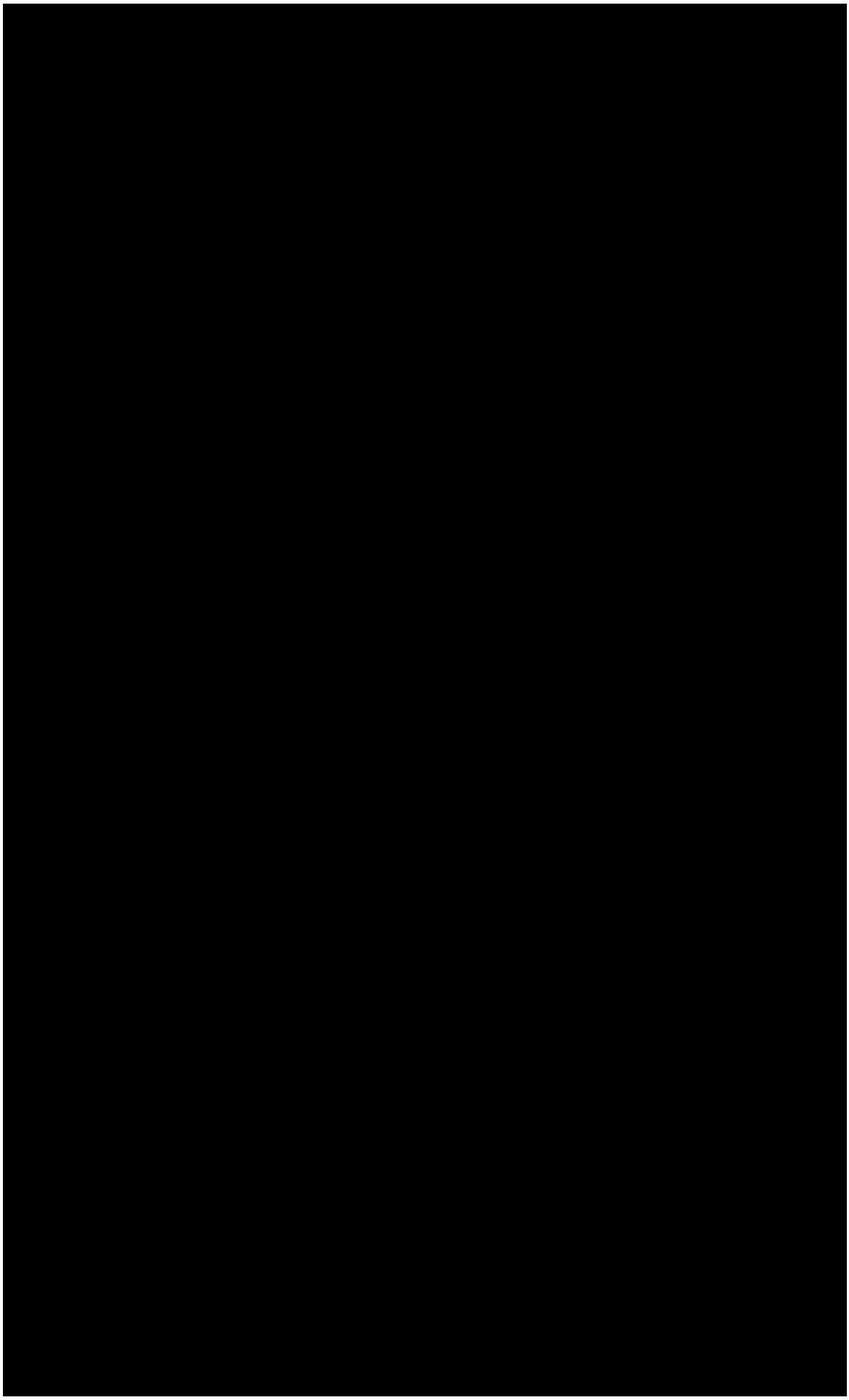
・ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社

NTT 西日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

[redacted]

・株式会社ＮＴＴフィールドテクノ

NTT 西日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	



[redacted]

・テルウェル西日本株式会社

NTT 西日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

・株式会社ＮＴＴ西日本ルセント

NTT 西日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

[redacted]

・株式会社 NTT ビジネスアソシエ西日本

NTT 西日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

・ＮＴＴ西日本ビジネスフロント株式会社

NTT 西日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

[redacted]

・株式会社ジャパン・インフラ・ウェイマーク

NTT 西日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

・株式会社地域創生 Co デザイン研究所

NTT 西日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

・株式会社 NTT マーケティングアクト ProCX

NTT 西日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

・NTT メディアサプライ株式会社

NTT 西日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

別添資料 6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の11　第2号関連）

社名：NTTビジネスソリューションズ株式会社

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【ロ①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	制定：H25.10.1
	禁止行為防止責任者の配置 （禁止行為防止責任者：　代表取締役社長）	H25.10.1
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示：H25.10.1 改定：R7.8.1
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	締結：H25.11.1 改定：R3.7.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.8.1～R7.12.19
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.10.1～R7.12.28
再委託先管理 【ロ④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R7.4.1～R8.3.31
点検 【ロ⑤】	事前確認の実施	R7.4.1～R8.3.31
	自主点検の実施	R7.8.1～R7.10.31 R8.3.31～R8.5.13
上記取組の監査 【ロ⑥】	NTT西日本考査部門による監査を実施	R7.5.1～R8.2.28
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料 6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
（省令 第22条の11 第2号関連）

社名：株式会社NTTフィールドテクノ

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【ロ①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	制定：H25.10.1
	禁止行為防止責任者の配置 （禁止行為防止責任者： 代表取締役社長） （禁止行為防止責任者： 大阪設備部長、和歌山設備部長、京都設備部長、奈良設備部長、滋賀設備部長、兵庫設備部長、名古屋設備部長、静岡設備部長、岐阜設備部長、三重設備部長、金沢設備部長、富山設備部長、福井設備部長、広島設備部長、島根設備部長、岡山設備部長、鳥取設備部長、山口設備部長、愛媛設備部長、香川設備部長、徳島設備部長、高知設備部長、福岡設備部長、佐賀設備部長、長崎設備部長、熊本設備部長、大分設備部長、鹿児島設備部長、宮崎設備部長、沖縄設備部長）	H25.10.1
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示：H25.10.1 改定：R7.8.1
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	締結：H25.11.1 改定：R3.7.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.8.1～R7.12.19
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.10.1～R7.12.28
再委託先管理 【ロ④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R7.4.1～R8.3.31
点検 【ロ⑤】	事前確認の実施	R7.4.1～R8.3.31
	自主点検の実施	R7.8.1～R7.10.31 R8.3.31～R8.5.13
上記取組の監査 【ロ⑥】	NTT西日本考査部門による監査を実施	R7.5.1～R8.2.28
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料 6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令 第22条の11 第2号関連）

社名：テルウェル西日本株式会社

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【ロ①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	制定：H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 （禁止行為防止責任者： 代表取締役社長） （禁止行為防止責任者： 関西支店長） （禁止行為防止責任者： 東海支店長） （禁止行為防止責任者： 北陸支店長） （禁止行為防止責任者： 中国支店長） （禁止行為防止責任者： 四国支店長） （禁止行為防止責任者： 九州支店長）	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示：H24.3.23 改定：R7.8.1
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	締結：H23.11.30 改定：R3.7.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.8.1～R7.12.19
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.10.1～R7.12.28
再委託先管理 【ロ④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R7.4.1～R8.3.31
点検 【ロ⑤】	事前確認の実施	R7.4.1～R8.3.31
	自主点検の実施	R7.8.1～R7.10.31 R8.3.31～R8.5.13
上記取組の監査 【ロ⑥】	NTT西日本考査部門による監査を実施	R7.5.1～R8.2.28
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料 6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の11　第2号関連）

社名：株式会社NTT西日本ルセント

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【ロ①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	制定：H25.4.1
	禁止行為防止責任者の配置 （禁止行為防止責任者：　代表取締役社長） （禁止行為防止責任者：　関西支店長） （禁止行為防止責任者：　東海支店長） （禁止行為防止責任者：　中国支店長） （禁止行為防止責任者：　九州支店長） （禁止行為防止責任者：　経営企画部長） （禁止行為防止責任者：　事業開発部長）	H25.4.1
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示：H25.4.1 改定：R7.8.1
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	締結：H25.4.1 改定：R3.7.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.8.1～R7.12.19
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.10.1～R7.12.28
再委託先管理 【ロ④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R7.4.1～R8.3.31
点検 【ロ⑤】	事前確認の実施	R7.4.1～R8.3.31
	自主点検の実施	R7.8.1～R7.10.31 R8.3.31～R8.5.13
上記取組の監査 【ロ⑥】	NTT西日本考査部門による監査を実施	R7.5.1～R8.2.28
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料 6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の11　第2号関連）

社名：株式会社NTTビジネスアソシエ西日本

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【ロ①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	制定：H25.4.1
	禁止行為防止責任者の配置 （禁止行為防止責任者： 代表取締役社長）	H25.4.1
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示：H25.4.1 改定：R7.8.1
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	締結：H25.4.1 改定：R3.7.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.8.1～R7.12.19
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.10.1～R7.12.28
再委託先管理 【ロ④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R7.4.1～R8.3.31
点検 【ロ⑤】	事前確認の実施	R7.4.1～R8.3.31
	自主点検の実施	R7.8.1～R7.10.31 R8.3.31～R8.5.13
上記取組の監査 【ロ⑥】	NTT西日本考査部門による監査を実施	R7.5.1～R8.2.28
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料 6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の11　第2号関連）

社名：NTT西日本ビジネスフロント株式会社

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【ロ①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	制定：H26.7.1
	禁止行為防止責任者の配置 （禁止行為防止責任者： 代表取締役社長）	H26.7.1
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示：H26.7.1 改定：R7.8.1
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	締結：H26.7.1 改定：R3.7.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.8.1～R7.12.19
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.10.1～R7.12.28
再委託先管理 【ロ④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R7.4.1～R8.3.31
点検 【ロ⑤】	事前確認の実施	R7.4.1～R8.3.31
	自主点検の実施	R7.8.1～R7.10.31 R8.3.31～R8.5.13
上記取組の監査 【ロ⑥】	NTT西日本考査部門による監査を実施	R7.5.1～R8.2.28
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料 6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の11　第2号関連）

社名：株式会社ジャパン・インフラ・ウェイマーク

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【ロ①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	制定：R1.7.1
	禁止行為防止責任者の配置 （禁止行為防止責任者： 代表取締役社長）	R1.7.1
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示：R1.7.1 改定：R7.8.1
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	締結：R1.7.1 改定：R3.7.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.8.1～R7.12.19
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.10.1～R7.12.28
再委託先管理 【ロ④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R7.4.1～R8.3.31
点検 【ロ⑤】	事前確認の実施	R7.4.1～R8.3.31
	自主点検の実施	R7.8.1～R7.10.31 R8.3.31～R8.5.13
上記取組の監査 【ロ⑥】	NTT西日本考査部門による監査を実施	R7.5.1～R8.2.28
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料 6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の11　第2号関連）

社名：株式会社地域創生Coデザイン研究所

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【ロ①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	制定：R3.7.1
	禁止行為防止責任者の配置 （禁止行為防止責任者： 代表取締役所長）	R3.7.1
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示：R3.7.1 改定：R7.8.1
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	締結：R3.7.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.8.1～R7.12.19
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.10.1～R7.12.28
再委託先管理 【ロ④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R7.4.1～R8.3.31
点検 【ロ⑤】	事前確認の実施	R7.4.1～R8.3.31
	自主点検の実施	R7.8.1～R7.10.31 R8.3.31～R8.5.13
上記取組の監査 【ロ⑥】	NTT西日本考査部門による監査を実施	R7.5.1～R8.2.28
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料 6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の11　第2号関連）

社名：株式会社NTTマーケティングアクトProCX

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【ロ①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	R3.7.1
	禁止行為防止責任者の配置 （禁止行為防止責任者： 代表取締役社長）	R3.7.1
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示：R7.9.17
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	R7.9.17
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.9.17～R7.12.19
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.10.1～R7.12.28
再委託先管理 【ロ④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R8.9.17～R8.3.31
点検 【ロ⑤】	事前確認の実施	R8.9.17～R8.3.31
	自主点検の実施	R8.9.17～R7.10.31 R8.3.31～R8.5.13
上記取組の監査 【ロ⑥】	NTT西日本考査部門による監査を実施	R8.9.17～R8.2.28
是正措置 【ハ】	該当なし	

別添資料 6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の11　第2号関連）

社名：NTTメディアサプライ株式会社

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【ロ①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 （禁止行為防止責任者： 代表取締役社長）	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	指示：R7.10.1
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	締結：H23.11.30 改定：R3.7.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.10.1～R7.12.19
	禁止行為防止に関するWeb学習の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	R7.10.1～R7.12.28
再委託先管理 【ロ④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	R7.10.1～R8.3.31
点検 【ロ⑤】	事前確認の実施	R7.10.1～R8.3.31
	自主点検の実施	R8.3.31～R8.5.13
上記取組の監査 【ロ⑥】	NTT西日本考査部門による監査を実施	R7.10.1～R8.2.28
是正措置 【ハ】	該当なし	

別添資料７

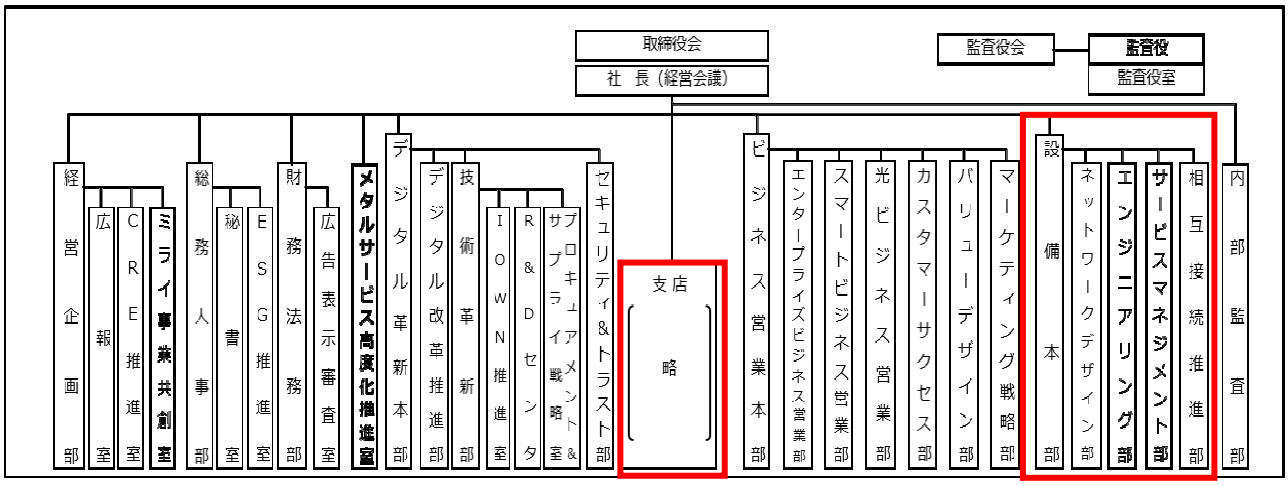
施行規則第２２条の１０第１号に定める設備部門

	組　織　名　称	
設備部門	設備本部	ネットワークデザイン部
		エンジニアリング部
		サービスマネジメント部
		相互接続推進部
	支店	設備部

設備部門の組織

設備部門

※各支店においては、それぞれの内部組織である設備部が設備部門に該当します。



別添資料９－１

（西）電気通信事業法施行規則　第 22 条の 11 第３号トに基づく報告
（電気通信事業法施行規則 第 22 条の 10 第 11 号＜他社手続＞関連）

◎ 納期に着目した手続の実施の経緯の概要

・他社から平成２３年１１月３０日以降に申込まれ、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの期間に完了した手続についての件数と平均日数（①申込日（※１）～回答日（※２）、②申込日～提供可能日（※３）、③申込日～工事完了日（※４））

※１　他社から手続の申込みがあった日。

※２　当社が提供可能日等（事前調査においては、接続の可否等）を回答した日。なお、第２１条（接続申込み）に規定する手続については、「回答日」を「承諾日」とする。

※３　最短で接続を開始することが可能となる日。なお、中継ダークファイバ、波長分割多重回線及び局内ダークファイバについては、接続を開始することが可能となる最長日とする。

※４　接続に係る工事が完了した日。

※５　情報開示のうちホームページ開示によるものは、「情報の更新回数」を件数とする。

アンバンドル機能等		件数	平均日数		
			①申込日～回答日	②申込日～提供可能日	③申込日～工事完了日
アクセスライン	端末回線伝送機能　第２欄又は第６欄イ（加入ダークファイバ（シェアドアクセス方式））	[redacted]			
	端末回線伝送機能　第６欄ア（加入ダークファイバ（シングルスター方式））				
	端末回線伝送機能　第４欄（電話重畳するもの）（ＤＳＬ（ラインシェアリング））		－	手続なし	－
	端末回線伝送機能　第４欄（電話重畳しないもの）（ＤＳＬ（ドライカッパ））		－	手続なし	－
	端末回線伝送機能（１０項協定によるもの）（電話（ドライカッパ））		1	手続なし	22
	端末回線伝送機能　第３欄（接続専用線）			手続なし	
	端末回線伝送機能　第９欄（ＮＧＮイーサ）			手続なし	
	端末回線伝送機能　第７欄（ＩＮＳキャリアズレート）			手続なし	

	一般光信号中継伝送機能（中継ダークファイバ）				
	端末系交換機能（優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く）・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能（ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路）		手続なし	手続なし	
	特別光信号中継伝送機能	波長分割多重回線			
		分波光変換装置（ＷＤＭパッケージ）	手続なし	手続なし	
	光信号局内伝送路（局内ダークファイバ）				
事前手続	第１１条（事前調査の申込み）及び第１３条（事前調査の回答）に規定する手続			手続なし	手続なし
	第２１条（接続申込み）に規定する手続			手続なし	手続なし
	第２３条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する手続（ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路及びＷＤＭパッケージを除く）		手続なし	手続なし	
	第３０条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する手続		手続なし	手続なし	
コロケーション	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続		10	手続なし	手続なし
管路・とう道	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続			手続なし	手続なし

電柱添架		第１０条の１３（電柱添架の申込み）に規定する手続	[redacted]		手続なし	手続なし
情報開示	ホームページ開示（無償）※５	第９条（当社の接続対象地域）に規定する手続	24	手続なし	手続なし	手続なし
		第３４条の１３（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第２項に規定する手続	0	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の２（通信用建物の空き情報等の提供）に規定する手続	205	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の４（ＤＳＬ回線との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	39	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の７（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	340	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の８（接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供）に規定する手続	5	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の１１（ＩＳＰ接続用ルータに係る情報の提供）に規定する手続	7,384	手続なし	手続なし	手続なし
	個別開示（有償）	第１０条の２（事前照会）第２項第１号に規定する手続（接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）	[redacted]		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第２号に規定する手続（電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）			手続なし	手続なし

		第１０条の２（事前照会）第２項第３号に規定する手続（ＭＤＦの位置、ＭＤＦの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）	[redacted]	手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第４号に規定する手続（当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第５号に規定する手続（光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第６号に規定する手続（光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第７号に規定する手続（光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第８号に規定する手続（光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第９号に規定する手続（一般光信号中継回線の提供可能時期）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第１０号に規定する手続（特別光信号中継回線の提供可能時期）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第１１号に規定する手続（その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）		手続なし	手続なし

		第３４条の８（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）及び第３４条の９（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する手続	[redacted]	手続なし	手続なし
		第３４条の１０（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続		手続なし	手続なし
		第５２条（協定事業者の切分責任等）第３項に規定する手続		手続なし	手続なし
		第６８条（手続費の支払義務）第１項第３１号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査		手続なし	手続なし
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（ＤＳＬ回線ごとの線路条件等に関する調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第２項に規定する手続（き線点情報に関する調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第３項に規定する手続（き線点換算線路長に関する調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第４項に規定する手続（メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第２項に規定する手続（光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査）		手続なし	手続なし

		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第１号に規定する手続（光配線区域の範囲に係る情報の調査）	[redacted]		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第２号に規定する手続（収容局ごとの光配線区画の外縁電柱等設備に係る情報の調査）			手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第３号に規定する手続（光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査）			手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第４項に規定する手続（中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査）			手続なし	手続なし
	個別開示（無償）	第９９条の９（宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供）に規定する手続			手続なし	手続なし
	個別開示（無償）	第９９条の１２（電柱所有に係る情報の提供）に規定する手続			手続なし	手続なし
	個別開示（有償）	第９９条の１３（申込者情報確認結果の即時通知）に規定する手続			手続なし	手続なし
その他	第９７条の２（番号情報データベース登録）に規定する手続	オンライン		手続なし	手続なし	[redacted]
		帳票		手続なし	手続なし	
	第９７条の３（番号情報データベース登録）に規定する手続	オンライン		手続なし	手続なし	
		帳票		手続なし	手続なし	

◎納期に着目した手続に係る接続の条件の概要

・他社から平成２３年１１月３０日以降に申込まれ、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの期間に完了した手続についての、接続約款又は接続に関する協定に規定する納期

・接続約款に記載のとおり、申込を大量に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、規定する期間を超える場合があります。

対象手続			条件規定条文	
アクセスライン	端末回線伝送機能　第２欄又は第６欄イ（加入ダークファイバ（シェアドアクセス方式））		ア	第３４条の４（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
			イ	第３４条の４（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から提供可能日（申込から１ヶ月以内） ※既設設備を用いて開通が可能な場合
	端末回線伝送機能　第６欄ア（加入ダークファイバ（シングルスター方式））		ア	第３４条の４（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内） ※屋内配線の調査に時間を要しない場合
			イ	第３４条の４（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から提供可能日（申込から１ヶ月以内） ※屋内配線の提供に時間を要しない及び既設設備を用いて開通が可能な場合
コアネットワーク	一般光信号中継伝送機能（中継ダークファイバ）		ア	第３４条の２（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
			イ	第３４条の２（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み） ・回答日から提供可能日（回答から１ヶ月半以内）
	端末系交換機能（優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く）・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能（ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路）		第３８条（標準的接続期間） ・個別建設契約締結から工事完了日（個別建設契約締結から１年以内）	
	特別光信号中継伝送機能	波長分割多重回線	ア	第３４条の７（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み） ・申込日から回答日（申込から６週間以内）

		分波光変換装置（ＷＤＭパッケージ）	イ	第３８条 （標準的接続期間） ・個別建設契約締結から工事完了日（個別建設契約締結から１年以内）
	光信号局内伝送路（局内ダークファイバ）			第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・局内ダークファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から接続の準備を整える日（両端の設備が確定した日から１ヶ月半以内）
事前手続	第１１条（事前調査の申込み）及び第１３条（事前調査の回答）に規定する手続			第１３条 （事前調査の回答） ・申込日から回答日 （１．当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要がない場合は、申込から１ヶ月以内） （２．当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要であると判断した場合は、４ヶ月以内）
	第２３条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する手続（ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路及びＷＤＭパッケージを除く）			第３８条 （標準的接続期間） ・個別建設契約締結から工事完了日（個別建設契約締結から１年以内）
	第３０条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する手続			第３８条 （標準的接続期間） ・開発に着手した日から工事完了日（開発に着手した日から１年以内）
コロケーション	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続			第１０条の３ （相互接続点の調査及び設置申込み） ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 （１．周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から２週間以内） （２．相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は申込から１ヶ月以内）
管路・とう道	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続			第１０条の３ （相互接続点の調査及び設置申込み） ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間（申込から１ヶ月半以内）
電柱添架	第１０条の１３（電柱添架の申込み）に規定する手続			第１０条の１３ （電柱添架の申込み） ・申込みの到達した日から回答日までの期間（申込から１ヶ月以内）

情報開示	個別開示（肯覚）	第１０条の２（事前照会）第２項第１号に規定する手続 （接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第２号に規定する手続 （電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第３号に規定する手続 （ＭＤＦの位置、ＭＤＦの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第４号に規定する手続 （当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日 （１．周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から２週間以内） （２．相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は、申込から１ヶ月以内） （３．上記１．２以外の場合は、申込から１ヶ月半以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第５号に規定する手続 （光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第６号に規定する手続 （光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）

		第１０条の２（事前照会）第２項第７号に規定する手続 （光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第８号に規定する手続 （光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第９号に規定する手続 （一般光信号中継回線の提供可能時期）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第１０号に規定する手続 （特別光信号中継回線の提供可能時期）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から６週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第１１号に規定する手続 （その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第３４条の１０（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続	第３４条の１０ （光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項に規定する手続 （ＤＳＬ回線ごとの線路条件等に関する調査）	第９９条の３ （ＤＳＬ回線等に係る情報の提供） ・申込日から回答日（申込から３営業日以内）
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第１項に規定する手続 （光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）	第９９条の６ （光回線設備等に係る情報の提供） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）

別添資料９－２

（西）電気通信事業法施行規則　第 22 条の 11 第３号トに基づく報告
（電気通信事業法施行規則　第 22 条の 10 第 12 号＜当社手続＞関連）

◎納期に着目した手続の実施の経緯の概要

・当社設備部門以外の部門から平成２３年１１月３０日以降に申し込まれ、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの期間に完了した手続についての件数と平均日数（①申込日（※１）～回答日（※２）、②申込日～提供可能日（※３）、③申込日～工事完了日（※４））

※１　当社設備部門以外の部門から手続の申込みがあった日。

※２　当社設備部門が提供可能日等（事前調査に準ずる手続においては、第一種指定電気通信設備を用いることの可否等）を回答した日。なお、接続約款第２１条（接続申込み）に規定する手続に準ずる手続については、同条の「回答日」を「承諾日」とする。

※３　最短で第一種指定電気通信設備を用いることが可能となる日。なお、中継ダークファイバについては、当該設備を用いることが可能となる最長日とする。

※４　第一種指定電気通信設備を用いるために必要な工事が完了した日。

※５　情報開示のうちホームページ開示によるものは、「情報の更新回数」を件数とする。

アンバンドル機能等		件数	平均日数		
			①申込日～回答日	②申込日～提供可能日	③申込日～工事完了日
アクセスライン	フレッツ光ネクスト（ファミリー・ハイスピードタイプ）（ファミリータイプ）（端末回線伝送機能　第２欄又は第６欄イ）	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
	フレッツ光ネクスト（ビジネスタイプ）（端末回線伝送機能　第６欄ア）				
	フレッツ光ネクスト（マンションタイプ）（端末回線伝送機能　第６欄ア）				
	フレッツ・ＡＤＳＬ（利用回線型）（端末回線伝送機能　第４欄（電話重畳するもの））		－	手続なし	－
	フレッツ・ＡＤＳＬ（契約者回線型）（端末回線伝送機能　第４欄（電話重畳しないもの）		－	手続なし	－
	加入電話・ＩＮＳネット６４（端末回線伝送機能（１０項協定によるもの））		0	手続なし	21
	一般専用サービス、高速ディジタル伝送サービス、ＡＴＭ専用サービス（端末回線伝送機能　第３欄）		[redacted]	手続なし	[redacted]

	端末回線伝送機能　第９欄に相当する当社サービス（端末回線伝送機能　第９欄）		[redacted]	手続なし	手続なし	手続なし
	ＩＮＳネット１５００（端末回線伝送機能　第７欄）				手続なし	[redacted]
	一般光信号中継伝送機能（中継ダークファイバ）					
	端末系交換機能（優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く）・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能（ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路）			手続なし	手続なし	手続なし
	特別光信号中継伝送機能	波長分割多重回線		手続なし	手続なし	手続なし
		分波光変換装置（ＷＤＭパッケージ）		手続なし	手続なし	手続なし
	光信号局内伝送路（局内ダークファイバ）			手続なし	手続なし	手続なし
事前手続	第１１条（事前調査の申込み）及び第１３条（事前調査の回答）に規定する手続			[redacted]	手続なし	手続なし
	第２１条（接続申込み）に規定する手続				手続なし	手続なし
	第２３条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する手続（ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路及びＷＤＭパッケージを除く）			手続なし	手続なし	手続なし
	第３０条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する手続			手続なし	手続なし	[redacted]
コロケーション	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続			－	手続なし	手続なし
管路・とう道	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続			手続なし	手続なし	手続なし
電柱添架	第１０条の１３（電柱添架の申込み）に規定する手続			手続なし	手続なし	手続なし
情	ホ	第９条（当社の接続対象地域）に規定する手続	24	手続なし	手続なし	手続なし

		第３４条の１３（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第２項に規定する手続	0	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の２（通信用建物の空き情報等の提供）に規定する手続	205	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の４（ＤＳＬ回線との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	39	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の７（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	340	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の８（接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供）に規定する手続	5	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の１１（ＩＳＰ接続用ルータに係る情報の提供）に規定する手続	0	手続なし	手続なし	手続なし
	個別開示（有償）	第１０条の２（事前照会）第２項第１号に規定する手続（接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）	[redacted]		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第２号に規定する手続（電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）			手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第３号に規定する手続（ＭＤＦの位置、ＭＤＦの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）			手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第４号に規定する手続（当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）			手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第５号に規定する手続（光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）			手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第６号に規定する手続（光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端す			手続なし	手続なし

		る箇所の位置）	[redacted]		
		第１０条の２（事前照会）第２項第７号に規定する手続（光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第８号に規定する手続（光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第９号に規定する手続（一般光信号中継回線の提供可能時期）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第１０号に規定する手続（特別光信号中継回線の提供可能時期）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第１１号に規定する手続（その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）		手続なし	手続なし
		第３４条の８（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）及び第３４条の９（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する手続		手続なし	手続なし
		第３４条の１０（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続		手続なし	手続なし
		第５２条（協定事業者の切分責任等）第３項に規定する手続		手続なし	手続なし
		第６８条（手続費の支払義務）第１項第３１号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査		手続なし	手続なし
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（ＤＳＬ回線ごとの線路条件等に関する調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第２項に規定する手続（き線点情報に関する調査）		手続なし	手続なし

		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第３項に規定する手続（き線点換算線路長に関する調査）	[redacted]	手続なし	手続なし
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第４項に規定する手続（メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第２項に規定する手続（光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第１号に規定する手続（光配線区域の範囲に係る情報の調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第２号に規定する手続（収容局ごとの光配線区画の外縁電柱等設備に係る情報の調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第３号に規定する手続（光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第４項に規定する手続（中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査）		手続なし	手続なし
	個別開示（無償）	第９９条の９（宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供）に規定する手続		手続なし	手続なし
		第９９条の１２（電柱所有に係る情報の提供）に規定する手続		手続なし	手続なし

	個別開示（有償）	第９９条の１３（申込者情報確認結果の即時通知）に規定する手続	[redacted]		手続なし	手続なし
その他	第９７条の２（番号情報データベース登録）に規定する手続	オンライン		手続なし	手続なし	[redacted]
		帳票		手続なし	手続なし	
	第９７条の３（番号情報データベース利用）に規定する手続	オンライン		手続なし	手続なし	
		帳票		手続なし	手続なし	

◎納期に着目した条件の概要

・当社設備部門以外の部門から平成２３年１１月３０日以降に申込まれ、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの期間に完了した手続についての、接続約款または接続に関する協定に規定するものに準ずる納期

・接続約款に記載のとおり、申込を大量に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、規定する期間を超える場合があります。

対象手続		準ずる接続約款の条件	
アクセスライン	フレッツ光ネクスト（ファミリー・ハイスピードタイプ）（ファミリータイプ） （端末回線伝送機能　第２欄又は第６欄イ）	ア	第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
		イ	第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から提供可能日（申込から１ヶ月以内） ※既設設備を用いて開通が可能な場合
	フレッツ光ネクスト（ビジネスタイプ） （端末回線伝送機能　第６欄ア）	ア	第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内） ※屋内配線の調査に時間を要しない場合
		イ	第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から提供可能日（申込から１ヶ月以内） ※屋内配線の提供に時間を要しない及び既設設備を用いて開通が可能な場合
	フレッツ光ネクスト（マンションタイプ） （端末回線伝送機能　第６欄ア）	ア	第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
		イ	第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から提供可能日（申込から１ヶ月以内）
コアネットワーク	一般光信号中継伝送機能 （中継ダークファイバ）	ア	第３４条の２ （一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
		イ	第３４条の２ （一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み） ・回答日から提供可能日（回答から１ヶ月半以内）
	端末系交換機能（優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く）・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能	第３８条 （標準的接続期間） ・個別建設契約締結から工事完了日（個別建設契約締結から１年以内）	

	（ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路）			
	特別光信号中継伝送機能	波長分割多重回線	ア	第３４条の７ （特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み） ・申込日から回答日（申込から６週間以内）
		分波光変換装置（ＷＤＭパッケージ）	イ	第３８条 （標準的接続期間） ・個別建設契約締結から工事完了日（個別建設契約締結から１年以内）
	光信号局内伝送路（局内ダークファイバ）			第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・局内ダークファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から接続の準備を整える日（両端の設備が確定した日から１ヶ月半以内）
事前手続	第１１条（事前調査の申込み）及び第１３条（事前調査の回答）に規定する手続			第１３条 （事前調査の回答） ・申込日から回答日 （１．当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要がない場合は、申込から１ヶ月以内） （２．当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要であると判断した場合は、４ヶ月以内）
	第２３条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する手続（ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路及びＷＤＭパッケージを除く）			第３８条 （標準的接続期間） ・個別建設契約締結から工事完了日（個別建設契約締結から１年以内）
	第３０条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する手続			第３８条 （標準的接続期間） ・開発に着手した日から工事完了日（開発に着手した日から１年以内）
コロケーション	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続			第１０条の３ （相互接続点の調査及び設置申込み） ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 （１．周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から２週間） （２．相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は申込から１ヶ月）
管路・とう道	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続			第１０条の３ （相互接続点の調査及び設置申込み） ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 （申込から１ヶ月半以内）

電柱添架		第１０条の１３（電柱添架の申込み）に規定する手続	第１０条の１３ （電柱添架の申込み） ・申込みの到達した日から回答日までの期間（申込から１ヶ月以内）
情報開示	個別開示（有償）	第１０条の２（事前照会）第２項第１号に規定する手続 （接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第２号に規定する手続 （電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第３号に規定する手続 （ＭＤＦの位置、ＭＤＦの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第４号に規定する手続 （当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）	第１０条の２ （事前照会） ・　申込日から回答日 （１．周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から２週間以内） （２．相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は、申込から１ヶ月以内） （３．上記１．２以外の場合は、申込から１ヶ月半以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第５号に規定する手続 （光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第６号に規定する手続 （光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）

		第１０条の２（事前照会）第２項第７号に規定する手続 （光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第８号に規定する手続 （光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第９号に規定する手続 （一般光信号中継回線の提供可能時期）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第１０号に規定する手続 （特別光信号中継回線の提供可能時期）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から６週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第１１号に規定する手続 （その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第３４条の１０（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続	第３４条の１０ （光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項に規定する手続 （ＤＳＬ回線ごとの線路条件等に関する調査）	第９９条の３ （ＤＳＬ回線等に係る情報の提供） ・申込日から回答日（申込から３営業日以内）
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第１項に規定する手続 （光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）	第９９条の６ （光回線設備等に係る情報の提供） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）

別添資料１０

（西）電気通信事業法施行規則　第 22 条の 11 第３号チに基づく報告

◎当社監視部門による、納期に着目した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件に関する監視の結果

・以下の表において、当社設備部門と他社との間において実施した手続を「他社手続」、当社設備部門と設備部門以外の部門との間において実施した手続を「当社手続」という。

	対象手続		監視の結果
	他社	当社	
アクセスライン	端末回線伝送機能第２欄又は第６欄イ（加入ダークファイバ（シェアドアクセス方式））	フレッツ光ネクスト（ファミリー・ハイスピードタイプ）（ファミリータイプ）	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は９８%、イ（申込日～提供可能日）は９６%となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 　また、当社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は９３%、イ（申込日～提供可能日）は８７%となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）②（申込日～提供可能日）で当社設備部門の検証を実施した。 　他社手続は、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、当社手続は①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能

			日）は[redacted]日となっているが、申込手続について、工事日即決手続と工事日非即決手続の異なる２つの手続があるため、さらに同じ手続同士で検証を実施した。 　工事日即決手続については、他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は１００％、イ（申込日～提供可能日）は９６％となっている。 　当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日となっている。 　また、当社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は１００％、イ（申込日～提供可能日）は９２％となっている。 　工事日非即決手続については、他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は９４％、イ（申込日～提供可能日）は９７％となっている。 　当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日となっている。 　また、当社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は５４％、イ（申込日～提供可能日）は６３％となっている。 　この結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 　※工事日即決手続：申込時に工事日を予約する手続、非即決手続：申込後の提供可能時期回答後に工事日を予約する手続。

	端末回線伝送機能 第６欄ア （加入ダークファイバ（シングルスター方式））	フレッツ光ネクスト （ビジネスタイプ）	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は９０％、イ（申込日～提供可能日）は９２％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 また、当社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は８０％、イ（申込日～提供可能日）は８５％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）②（申込日～提供可能日）で検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	端末回線伝送機能 第４欄（電話重畳するもの） （ＤＳＬ（ラインシェアリング））	フレッツ・ＡＤＳＬ （利用回線型）	・他社手続は、実績が無かった。 ・当社手続は、実績が無かった。
	端末回線伝送機能 第４欄（電話重畳しないもの） （ＤＳＬ（ドライカッパ））	フレッツ・ＡＤＳＬ （契約者回線型）	・他社手続は、実績が無かった。 ・当社手続は、実績が無かった。

	端末回線伝送機能（１０項協定によるもの）（電話（ドライカッパ)）	加入電話･ＩＮＳネット６４	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は１日、③（申込日～工事完了日）は２２日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は０日、③（申込日～工事完了日）は２１日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	端末回線伝送機能第３欄（接続専用線）	一般専用サービス、高速ディジタル伝送サービス、ＡＴＭ専用サービス	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■■日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	端末回線伝送機能第９欄（ＮＧＮイーサ）	端末回線伝送機能第９欄に相当する当社サービス	・他社手続は、■■■■■■■■ ・当社手続は、■■■■■■■■
	端末回線伝送機能第７欄（ＩＮＳキャリアズレート）	ＩＮＳネット１５００	・他社手続は、■■■■■■■■ ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。 ・当社手続について、接続約款の規定に準ずるものであることを確認した。

	一般光信号中継伝送機能 （中継ダークファイバ）	一般光信号中継伝送機能 （中継ダークファイバ）	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は１００％、イ（申込日～提供可能日）は１００％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 　また、当社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は１００％、イ（申込日～提供可能日）は９７％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）②（申込日～提供可能日）で検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	端末系交換機能（優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く）・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能 （ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路）	端末系交換機能（優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く）・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能 （ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路）	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率について、個別建設契約締結日～工事完了日は７５％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。

	特別光信号中継伝送機能（波長分割多重回線）	特別光信号中継伝送機能（波長分割多重回線）	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率について、申込日～回答日は１００％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	特別光信号中継伝送機能（分波光変換装置（ＷＤＭパッケージ））	特別光信号中継伝送機能（分波光変換装置（ＷＤＭパッケージ））	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率について、個別建設契約締結日～工事完了日は１００％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	光信号局内伝送路（局内ダークファイバ）	光信号局内伝送路（局内ダークファイバ）	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率について、両端確定日～工事完了日は９４％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。

事前手続	第１１条（事前調査の申込み）及び第１３条（事前調査の回答）に規定する手続	第１１条（事前調査の申込み）及び第１３条（事前調査の回答）に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率について、申込日～回答日は１００％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 また、当社手続の納期遵守率について、申込日～回答日は１００％となっている。 ・手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	第２１条（接続申込み）に規定する手続	第２１条（接続申込み）に規定する手続	・他社手続は、申込から承諾までの平均日数について、①（申込日～回答日（承諾日））は[redacted]日となっている。 ・当社手続は、申込から承諾までの平均日数について、①（申込日～回答日（承諾日））は[redacted]日となっている。 ・手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。

	第２３条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する手続（ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路及びＷＤＭパッケージを除く）	第２３条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する手続（ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路及びＷＤＭパッケージを除く）	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率について、個別建設契約締結日～工事完了日は６４％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	第３０条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する手続	第３０条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する手続	・他社手続は、申込から開発完了までの平均日数について、③（申込～開発完了日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率について、開発着手日～開発完了日は０％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
コロケーション	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は１０日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は１００％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。

管路・とう道		第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は１００％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
電柱添架		第１０条の１３（電柱添架の申込み）に規定する手続	第１０条の１３（電柱添架の申込み）に規定する手続	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
情報開示	ホームページ開示（無償）	第９条（当社の接続対象地域）に規定する手続	第９条（当社の接続対象地域）に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
		第３４条の１３（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第２項に規定する手続	第３４条の１３（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第２項に規定する手続	・他社手続は、実績が無かった。 ・当社手続は、実績が無かった。
		第９９条の２（通信用建物の空き情報等の提供）に規定する手続	第９９条の２（通信用建物の空き情報等の提供）に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
		第９９条の４（ＤＳＬ回線との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	第９９条の４（ＤＳＬ回線との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。

		第９９条の７（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	第９９条の７（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
		第９９条の８（接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供）に規定する手続	第９９条の８（接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供）に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
		第９９条の１１（ＩＳＰ接続用ルータに係る情報の提供）に規定する手続	第９９条の１１（ＩＳＰ接続用ルータに係る情報の提供）に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	個別開示（有償）	第１０条の２（事前照会）第２項第１号に規定する手続 （接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）	第１０条の２（事前照会）第２項第１号に規定する手続 （接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
		第１０条の２（事前照会）第２項第２号に規定する手続 （電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）	第１０条の２（事前照会）第２項第２号に規定する手続 （電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
		第１０条の２（事前照会）第２項第３号に規定する手続	第１０条の２（事前照会）第２項第３号に規定する手続 （ＭＤＦの位置、ＭＤ	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]

		（ＭＤＦの位置、ＭＤＦの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）	ＦＦの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）	
		第１０条の２（事前照会）第２項第４号に規定する手続 （当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）	第１０条の２（事前照会）第２項第４号に規定する手続 （当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
		第１０条の２（事前照会）第２項第５号に規定する手続 （光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）	第１０条の２（事前照会）第２項第５号に規定する手続 （光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は１００％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第１０条の２（事前照会）第２項第６号に規定する手続 （光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置）	第１０条の２（事前照会）第２項第６号に規定する手続 （光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は８０％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第１０条の２（事前照会）第２項第７号に規定する	第１０条の２（事前照会）第２項第７号に規定する手続	・他社手続は、[redacted]

		手続 （光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）	（光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）	・当社手続は、[redacted]
		第１０条の２（事前照会）第２項第８号に規定する手続 （光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）	第１０条の２（事前照会）第２項第８号に規定する手続 （光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は９７％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第１０条の２（事前照会）第２項第９号に規定する手続 （一般光信号中継回線の提供可能時期）	第１０条の２（事前照会）第２項第９号に規定する手続 （一般光信号中継回線の提供可能時期）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日から回答日）は１００％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第１０条の２（事前照会）第２項第１０号に規定する手続 （特別光信号中継回線の提供可能時期）	第１０条の２（事前照会）第２項第１０号に規定する手続 （特別光信号中継回線の提供可能時期）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は１００％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。

		第１０条の２（事前照会）第２項第１１号に規定する手続 （その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）	第１０条の２（事前照会）第２項第１１号に規定する手続 （その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日から回答日までの期間）は７７％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第３４条の８（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）及び第３４条の９（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する手続	第３４条の８（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）及び第３４条の９（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第３４条の１０（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続	第３４条の１０（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は６７％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 また、当社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は２５％となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
		第５２条（協定事業者の切分責任等）第３項に規定する手続	第５２条（協定事業者の切分責任等）第３項に規定する手続	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]

		第６８条第１項第３１号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査	第６８条第１項第３１号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（ＤＳＬ回線ごとの線路条件等に関する調査）	第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（ＤＳＬ回線ごとの線路条件等に関する調査）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は１００％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第２項に規定する手続（き線点情報に関する調査）	第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第２項に規定する手続（き線点情報に関する調査）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第３項第１号に規定する手続（き線点換算線路長に関する調査）	第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第３項第１号に規定する手続（き線点換算線路長に関する調査）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第４項に規定する手続メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等	第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第４項に規定する手続メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]

		との接続可否に関する調査		
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）	第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日から回答日までの期間）は５４％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第２項に規定する手続（光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査）	第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第２項に規定する手続（光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 ・当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第１号に規定する手続（配線ブロック調査）	第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第１号に規定する手続（配線ブロック調査）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第２号に規定する手続（収容局ごとの光配線	第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第２号に規定する手続（収容局ごとの光配線区画の外縁電柱等設備に係	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted]

		区画の外縁電柱等設備に係る情報の調査）	る情報の調査）	・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第３号に規定する手続（光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査）	第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第３号に規定する手続（光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第４項に規定する手続（中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査）	第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第４項に規定する手続（中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
	個別開示（無償）	第９９条の９（宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供）に規定する手続	第９９条の９（宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供）に規定する手続	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
		第９９条の１２（電柱所有に係る情報の提供）に規定する手続	第９９条の１２（電柱所有に係る情報の提供）に規定する手続	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]

	個別開示（有償）	第９９条の１３（申込者情報確認結果の即時通知）に規定する手続	第９９条の１３（申込者情報確認結果の即時通知）に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、■■■■■■■■■■ ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
その他	第９７条の２（番号情報データベース登録）に規定する手続		第９７条の２（番号情報データベース登録）に規定する手続	〔オンライン〕 ・他社手続は、申込から登録完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。 ・当社手続は、申込から登録完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 〔帳票〕 ・他社手続は、申込から登録完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。 ・当社手続は、申込から登録完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。

	第９７条の３（番号情報データベース利用）に規定する手続	第９７条の３（番号情報データベース利用）に規定する手続	〔オンライン〕 ・他社手続は、申込から提供までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 ・当社手続は、申込から提供までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 〔帳票〕 ・他社手続は、申込から提供までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであることを確認した。

別添資料　11

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の11　3号関連）

社名：NTTビジネスソリューションズ株式会社

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書　【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の締結	締結：R3.7.1
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の制定	制定：R3.7.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門の明確化	R3.7.1
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	R8.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 （情報管理責任者：代表取締役社長）	R3.7.1
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理していることを確認 （居室数：[redacted]、ゲート数：[redacted]）	R8.3.31
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施 （[redacted]名）	R7.8.1～R7.12.28
	接続関連情報に関するWeb学習の実施 （[redacted]名）	R7.10.1～R7.12.28
システム利用権限の管理 【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について毎月・四半期ごとの自主点検を実施	R7.4.1～R8.3.31
接続関連情報の提供管理 【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について他事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて毎月・四半期ごとの自主点検を実施	
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて四半期ごとの自主点検を実施	

別添資料　11

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の11　3号関連）

社名：株式会社NTTフィールドテクノ

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書　【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の締結	締結：H25.10.1
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の制定	制定：R3.7.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門の明確化	H25.10.1
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	R8.3.31
情報管理責任者の配置 【ル④】	情報管理責任者の配置 （情報管理責任者：代表取締役社長）	H25.10.1
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理していることを確認 （居室数：[redacted]、ゲート数：[redacted]）	R8.3.31
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施 （[redacted]名）	R7.8.1～R7.12.28
	接続関連情報に関するWeb学習の実施 （[redacted]名）	R7.10.1～R7.12.28
システム利用権限の管理 【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について毎月・四半期ごとの自主点検を実施	R7.4.1～R8.3.31
接続関連情報の提供管理 【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について他事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて毎月・四半期ごとの自主点検を実施	
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて四半期ごとの自主点検を実施	

別添資料　11

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の11　3号関連）

社名：株式会社テルウェル西日本

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書　【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	締結：H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の制定	制定：H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門の明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	R8.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 （情報管理責任者：経営企画部長）	H23.11.30
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理していることを確認 （居室数：[redacted]、ゲート数：[redacted]）	R8.3.31
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施 （[redacted]名）	R7.8.1～R7.12.28
	接続関連情報に関するWeb学習の実施 （[redacted]名）	R7.10.1～R7.12.28
システム利用権限の管理 【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について毎月・四半期ごとの自主点検を実施	R7.4.1～R8.3.31
接続関連情報の提供管理 【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について他事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて毎月・四半期ごとの自主点検を実施	
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて四半期ごとの自主点検を実施	

別添資料　11

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の11　3号関連）

社名：株式会社NTT西日本ルセント

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書　【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	締結：H30.3.28
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の制定	制定：H30.4.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門の明確化	H30.4.1
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	R8.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 （情報管理責任者：代表取締役社長）	H30.3.28
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理していることを確認 （居室数：[redacted]、ゲート数：[redacted]）	R8.3.31
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施 （[redacted]名）	R7.8.1～R7.12.28
	接続関連情報に関するWeb学習の実施 （[redacted]名）	R7.10.1～R7.12.28
システム利用権限の管理 【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について毎月・四半期ごとの自主点検を実施	R7.4.1～R8.3.31
接続関連情報の提供管理 【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について他事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて毎月・四半期ごとの自主点検を実施	
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて四半期ごとの自主点検を実施	